令和８年度

高齢者福祉サービスのごあんない

茨木市



掲載内容
1．福祉タクシー料金助成
2．緊急通報装置設置
3．シルバーハウジング生活援助員派遣
4．ひとり暮らし高齢者等ちょこっとサービス
5．ごいっしょサービス
6．訪問理美容サービス出張費助成事業
7．家賃助成
8．紙おむつ等支給サービス
9．所得税･住民税の医療費控除（おむつ代）

※配食サービス（高齢者食の自立支援サービス）は、令和６年３月末で終了しました。

1　福祉タクシー料金助成

外出の促進と引きこもりの予防を図るため、タクシー利用券を交付します。

対象者 （1～6のいずれにも該当するかた）	1 おおむね65歳以上 2 利用者本人が市民税非課税又は生活保護を受給 3 要介護認定で要介護１～５の認定を受けているかた 4 病院に入院していない 5 施設に入所していない （茨木市内の有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅を除く） 6 重度障害者福祉タクシー（障害福祉課の事業）を利用していない
助成金	１枚につき上限500円 ※１乗車につき２枚まで使用可（1,000円未満→1枚、1,000円以上→2枚）
交付数	１か月当たり４枚で、申請月からの当該年度分を一括交付

介護保険被保険者証または本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、後期高齢者医療証等身分を証明するもの）を必ず提示してください。提示がない場合、タクシー利用券はご利用できません。

2　緊急通報装置設置

電話による緊急事態の連絡を行うことが困難と認められるおおむね65歳以上のひとり暮らしのかた等の住居に緊急通報装置を設置し、24時間体制で安全を提供します。

利用料	市民税非課税世帯 又は生活保護受給世帯	無料
	本人が市民税非課税で同居世帯に課税者がいるかた又は、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満のかた	896円 （月額）
	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上のかた	1,793円 （月額）
	※住民票上は別世帯であっても、同居者がいる場合は同居者の市民税の課税状況によって利用料が変わることがあります。	
その他	緊急通報装置からの通報は、市が業務を委託する警備会社に繋がります。緊急時に備え、サービス利用中は警備会社に合鍵を預託していただきます。 また、電話回線の種類によりご利用できない場合（IP電話回線等）があります。 詳しくは長寿政策課にお尋ねください。	

緊急通報装置機器



日中過ごされる部屋などに取り付けます。取り付けはアナログ回線を前提としています。

ペンダント



ボタンを押すと機器本体を通して緊急通報が発信されます。

人感知センサー



部屋の出入り口などに取り付け活動していることを感知します。18時間感知がなければ警備会社に通報されます。

携帯型緊急通報装置機器



※携帯型の緊急通報装置は、固定電話の回線がなく、利用要件（脳血管疾患、心疾患罹患等）に該当するかたが対象となります。料金設定等、詳しくは長寿政策課にお尋ねください。

3　シルバーハウジング生活援助員派遣

市内には65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯が安心して生活が出来るように、安全や利便に配慮した設備、仕様の府営住宅（シルバーハウジング）があります。市では、シルバーハウジング入居者の相談や緊急時に対応できる生活援助員を派遣しています。家賃以外に、所得に応じて利用者負担が必要な場合があります。

●茨木市内のシルバーハウジング　三島丘二丁目15番5号
　シルバーハウジングの入居に関しては大阪府住宅供給公社　高槻管理センターにお問い合わせください。

高槻管理センター　TEL：072-685-1093

4 ひとり暮らし高齢者等ちょこっとサービス

介護保険サービス対象外の軽作業を支援します。

対象者 （1、2のいずれにも該当するかた）	1 65歳以上のひとり暮らしのかた又は65歳以上のかたのみで構成されている世帯のかた 2 要介護認定で要介護1～5の認定を受けているかた
支援内容	ごみ出し、庭の除草、日常生活で使用していない部屋の掃除、窓ガラス及び網戸の清掃、軽易な家具の移動、季節の家庭用器具及び衣類の入れ替え、電球、蛍光灯その他の照明器具の部品の取替え、代筆、代読、その他
利用時間	1回30分以内　1か月2回以内
利用料	1回150円（市民税非課税者又は生活保護受給者） 1回250円（市民税課税者）

5 ごいっしょサービス

在宅で生活する認知症高齢者が外出する際の付き添いや医療機関の通院時の院内介助、ご家族が外出等する際の認知症高齢者の見守りを行います。

対象者	おおむね65歳以上の在宅で生活をしている要支援・要介護認定者で、認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ～Mのかた
利用時間	1日2時間以内、1か月10時間以内
利用料	1時間につき500円

6 訪問理美容サービス出張費助成事業

在宅で生活する外出困難な要介護状態の高齢者に対して、訪問により理美容サービスを受ける際の出張費を助成することで、生活の質の向上及び心身のリフレッシュを図ることを目的とした事業です。

対象者 （1～4のいずれにも該当するかた）	1 65歳以上 2 茨木市内に住民票があり、在宅で生活をしているかた 3 要介護認定で要介護3～5の認定を受けているかた 4 自力又は介助により理容所又は美容所を利用することが困難なかた
支援内容	訪問により理美容サービスを受ける際の出張費を助成 ※理美容に要する費用は自己負担となります。
助成額	訪問理美容に係る出張1回につき上限1,000円までの助成券を交付
利用者負担	理美容に要する費用は自己負担となりますので、サービス提供理美容店にお支払いください。
交付数	3か月当たり1枚で申請月から当該年度分を一括交付 ※申請月によって、支給枚数が異なります。

7 家賃助成

市営・府営等公営住宅以外の賃貸住宅に居住している高齢者世帯（対象者自らが住宅を借りて家賃を支払っているかた）に家賃の一部を助成します。

対象者 （1～5のいずれにも該当するかた）	1 65歳以上の単身のかた 又は65歳以上を含み、60歳以上のかたのみで構成されている高齢者世帯 （住民票上は別世帯であっても、同居していれば同一世帯とみなします） 2 世帯全員が本市に引き続き３年以上居住 3 家賃月額が5万円以下（共益費は除く） 4 単身高齢者…前年度の世帯収入　228万円以下 高齢者世帯…前年度の世帯収入　304万円以下 5 生活保護を受けていない
助成額	家賃月額の３分の１（上限5,000円）
支給月	７月、11月、３月の各月に４か月分を支給（３月申請分は、４月末に支給） ※助成は申請月分から

8 紙おむつ等支給サービス

在宅で紙おむつ等を使用している高齢者に対し、紙おむつ等を支給し、介護及び健康に関する相談を行うことにより、家庭の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ります。

対象者 （1～6のいずれにも該当するかた）	1 おおむね65歳以上の、在宅で介護を受け、紙おむつ等を使用している方 2 要介護認定で要介護3～5の認定、なお要介護3で新規申請の場合、認定調査の排尿、又は排便の項目において「介助」又は「見守り等」に該当のかた 3 市民税非課税世帯 （住民票上は別世帯であっても、同居していれば同一世帯とみなします） 4 生活保護を受給していない方 5 病院に入院していない方 6 老人ホーム等に入所していない方 （ただし、以下の方は除く。 ・有料老人ホーム（住宅型）及びサービス付き高齢者向け住宅入所中の方 ・有料老人ホーム（特定施設）及びグループホームに入所中で、紙おむつの支給が介護保険サービスの対象外の方）
支給内容	紙おむつ、尿取りパッド
支給方法	１か月上限5,000円までの介護用品と交換できる給付券を交付。 市内の契約薬局、薬店がご希望の介護用品をご自宅にお届けします。

9 所得税・住民税の医療費控除（おむつ代）

常時おむつが必要な高齢者について、税務署又は、市民税課に控除申告を行うことにより所得税・住民税の医療費控除の適用を受けることができる場合がありますので、介護保険課に、ご相談ください。